

特定事業所加算 算定基準確認票

- 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位の 20/100 加算 **①～⑪**すべて適合  
 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位の 10/100 加算 **①～⑦及び⑧**又は**①～⑦及び⑨～⑩**が適合  
 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位の 10/100 加算 **①～⑦及び⑪**が適合

<b>①</b>	全ての従業者（登録を含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
留意事項	
居宅介護の確認票①アの留意事項と同じ	

<b>②</b>	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な、開催又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
留意事項	
<p>○ 当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。（実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することも可）</p> <p>○ 会議の開催状況については、その概要を記録すること。</p> <p>○ 「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>《注意》</p> <p>利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。</p>	

<b>③</b>	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
留意事項	
<p>○ 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のADLや意欲</li> <li>・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</li> <li>・家族を含む環境</li> <li>・前月又は留意事項に変更があった時点のサービス提供時の状況</li> <li>・その他サービス提供に当たって必要な事項</li> </ul> <p>○ 「文書等の確実な方法」とは、直接文書を手渡しする方法のほか、FAX、メール等によることも可。</p> <p>○ 「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>《注意》</p> <p>サービス提供責任者から従業者への利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項について、文書等にて記録を保存しなければならない。</p>	

④	<b>事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。</b>
留意事項  居宅介護の確認票④の留意事項と同じ	

⑤	<b>運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</b>
留意事項  居宅介護の確認票⑤の留意事項と同じ	

⑥	<b>新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。</b>
留意事項  居宅介護の確認票⑥の留意事項と同じ	

⑦	<b>サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。</b>
留意事項 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程において規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている事業所であること。 届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、都道府県に届出を提出しなければならない。 夜間、深夜、早朝のどの時間帯においてもサービス提供の実績が加算の要件として必要となる。	

⑧	<b>次のいずれかの要件を満たすこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上</li> <li>・ 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上</li> <li>・ 前年度若しくは算定日が属する月の前三月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が 100 分の 40 以上</li> </ul>
留意事項  居宅介護の確認票⑦の留意事項と同じ	

⑨	<p>すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、1級課程修了者又は<u>重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。</u> (平成27年度基準変更)</p>
<p>留意事項</p> <p>「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>《注意》</p> <p>「重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験」には、日常生活支援事業の実務経験を含めて可。</p>	

⑩	<p>1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票⑨アの留意事項と同じ</p>	

⑪	<p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者である場合に限る)の占める割合が100分の50以上であること。</p>
<p>留意事項</p> <p>前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</p> <p>※算出方法については、次を参照</p>	

**算出方法**

- ① 前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3ヶ月の利用実人員から、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者(登録事業所である場合に限る)利用実人員を出し、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者(登録事業所である場合に限る)の占める割合を算出する。
- ② 前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3ヶ月の各利用者のサービス提供時間より、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者(登録事業所である場合に限る)の者のサービス提供時間を出し、全利用者のサービス提供時間のうち障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者(登録事業所である場合に限る)の者のサービス提供時間の占める割合を算出する。

**※ ①及び②両方が適合しないと加算の対象にならない**

**算出の注意事項**

- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。  
また、その割合については、毎月ごとに記録するものである。